

会員各位

事故情報の報告について

2017年3月7日

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

サーバー委員会 座長 安齋 太郎

拝啓、平素より当協会の活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

ご存知の通り、ウォーターサーバーなど消費生活製品で重大事故が発生した時は、消費生活用製品安全法の第35条に基づき国への報告が義務つけられております。また非重大事故（軽微な事故）に関しても重大事故を未然に防ぐ目的として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）へ報告するように、行政は、各業界団体に呼び掛けています。

事故は、いつどこで起こりうるのかわかりません。万が一事故が発生した時は、JDSA 事務局への報告をお願い致します。また次頁の消費者庁及びNITEのURL内にある事故報告書の様式に必要事項を記入し、速やかに行政側へ提出（報告）してください。

敬具

【 記 】

《事故が発生したら》

- 重大事故の内容を把握した時点で可及的速やかに JDSA 事務局への報告をお願い致します。
- 会員各社には事務局より発生内容とその場所を連絡いたします。
- 下記、消費者庁及び NITE の URL 内にある事故報告書の様式に必要事項を記入し、速やかに行政側へ提出（報告）してください。
- 重大な製品事故が発生したことを知った時は、その日から 10 日以内に消費者庁へ報告しなければなりません。
- NITE や国民生活センター等の行政側から事故に関する内容で問い合わせ等がありましたら、JDSA 事務局まで報告をお願い致します。
- 行政側へ提出した書類がある場合は、必ずその書類の写しを JDSA 事務局へも提出してください。（このときにウォーターサーバーの製造事業者・年式も追記願います）
- JDSA 事務局へ提出された書類はサーバー委員会において事故の「未然防止策」「再発防止策」の対策案作成に活用させていただきます。
- JDSA 事務局へ報告された事故に関してですが、事故内容次第では、業界全体への「注意喚起」「再発防止」を目的とし JDSA 協会会員内で共有致します。（会員名は公表しない）

《消費者庁の事故報告に関する HP》

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#product_safety_law

《NITE の事故報告に関する HP》

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/

《JDSA 事務局連絡先》

TEL : 03-5835-1125 FAX : 03-5835-1126 E-Mail : jimukyoku@jdsa-net.org

サーバー委員会では、重大事故のみならず、あらゆる事故の情報を収集し、事故の未然防止及び再発防止に努めて参りたいと考えております。宅配水業界の健全なる発展の為、この「事故情報の報告について」の報告内容を徹底いたします。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association